

## 日本鉄道共済組合補助金等交付要綱

### (通則)

**第1条** 日本鉄道共済組合補助金(以下「補助金」という。)及び日本鉄道共済組合等負担金(以下「負担金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)同法施行令(昭和30年政令第255号)等に定めるところによる。

### (交付の目的)

**第2条** 補助金は、日本鉄道共済組合が行う厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。)に規定する業務に係る事務の円滑化を図ることを目的とする。

2 負担金は、平成8年改正法附則第54条第1項第2号及び第3項第2号の規定による日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及びエヌ・ティ・ティ厚生年金基金(以下「共済組合等」という。)への業務に要する財源の一部負担金とする。

### (交付の対象)

**第3条** 大蔵大臣は、平成8年改正法附則第54条第6項の規定により、予算の範囲内において日本鉄道共済組合の事務に要する費用の一部について補助金を交付する。

2 大蔵大臣は、平成8年改正法により共済組合等に対して負担する額として予算で定める額を交付する。

### (申請の手続き)

**第4条** 共済組合等は、前条の規定による補助金又は負担金(以下「補助金等」という。)の交付の対象事業(以下「補助事業等」という。)に要する費用に充てるため補助金等の交付を受けようとするときは、別紙第1号様式による日本鉄道共済組合補助金等交付申請書(以下「申請書」という。)を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請額は、大蔵大臣が別に定める交付額算出基準により算出した額と予算に定める額とのいずれか少ない額とし、負担金の交付申請額は、予算に定める額とする。

3 第1項に規定する申請書の提出期限は、国の会計年度ごとに大蔵大臣が別に定める。

### (交付決定の通知)

**第5条** 大蔵大臣は、前条の規定により申請書の提出のあった場合には、当該申請書の内容を審査し、審査の結果補助金等を交付すべきであると認めるときは、補助金等の交付決定を行い、別紙第2号様式による日本鉄道共済組合補助金等交付決定通知書を共済組合等に送付するものとする。

### (申請の取下げ)

**第6条** 共済組合等は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金等の交付の申請を取り下げようとするときは、当該補助金等の交付決定及びこれに付された条件の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。

### (計画変更等の承認)

**第7条** 共済組合等は、次の各号の位置に該当する場合においては、あらかじめ別紙第3号様式

による日本鉄道共済組合補助事業等変更等承認申請書を大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき

2 大蔵大臣は、前項の規定により承認をする時は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(事故の届出)

**第 8 条** 共済組合等は、補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙第 4 号様式による日本鉄道共済組合補助事業等事故届出書を大蔵大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金等の概算請求)

**第 9 条** 大蔵大臣は、必要と認める場合は、補助金等の全部又は一部について、組の会計の関する法令の所定の手続きをへて支払計画額の範囲内において概算払いをすることができる。

2 共済組合等は、補助金等の交付を概算で受けようとする時は、別紙第 5 号様式による日本鉄道共済組合補助金等概算交付請求書を大蔵大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(状況報告)

**第 10 条** 共済組合等は、補助事業等の遂行及び収支等の状況について大蔵大臣の要求があったときは、速やかに別紙第 6 号様式による日本鉄道共済組合補助事業等状況報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

(補助金等の実績報告)

**第 11 条** 共済組合等は、補助事業等が完了した日又は補助事業等を廃止した日から 30 日以内に別紙第 7 号様式による日本鉄道共済組合補助事業等実績報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

**第 12 条** 大蔵大臣は、前条の規定により報告書の提出があった場合には、当該報告書の内容の審査及び必要の応じて現地調査を行い、その報告書に係る補助事業等の実施結果が補助金等の交付決定の内容(第 7 条の規定に基づき承認した場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、共済組合等に通知する。

2 大蔵大臣は、共済組合等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその越える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限までに納付がない場合は期限から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第 13 条** 大蔵大臣は、第 7 条第 1 項第 2 号の規定により共済組合等から補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び共済組合等が次の各号の 該当する場合には、補助金等の

交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又は、法令若しくはこの要綱に基づく大蔵大臣の処分若しくは指示に違反したとき
  - (2) 不正又は虚偽の申請により補助金等の交付を受けた時
  - (3) 補助金等を補助事業等以外の用途に使用したとき
  - (4) 補助事業等に関して不正その他不適当な行為をしたとき
  - (5) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- 2 大蔵大臣は、前項の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しの係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大蔵大臣は、第1項第1号から第4号までに掲げる事由により、交付決定の取消しを行い、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金等受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の交付をあわせて命ずるものとする。
- 4 第2項の基づく補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

**附則(昭和60年5月22日蔵計第1371号)**

この要綱は、昭和60年5月22日から施行する。

**附則(昭和62年蔵計第480号)**

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

**附則(平成4年蔵計第1811号)**

この要綱は、平成4年7月9日から施行する。

**附則(平成5年蔵計第601号)**

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度分の補助金等から適用する。

**附則(平成6年蔵計1719号)**

この要綱は、平成6年6月23日から施行する施行する。

**附則(平成9年蔵計第898号)**

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の補助金等から適用する。

**附則(平成10年蔵計第1058号)**

この要綱は、平成10年4月8日から施行し、平成10年度分の補助金等から適用する。